

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領

7 全木連発第1011号

令和 7 年 4 月 25 日

第1 (総則)

一般社団法人全国木材組合連合会 (以下「全木連」という。) が花粉症対策木材利用促進事業 (以下「本事業」という。) において支援する、花粉症対策として住宅分野においてスギ JAS 構造材等 (以下「スギ製品」という。) の利用を図るための取組 (以下「利用事業」という。) に係る公募については、花粉症対策木材利用促進事業助成金交付規程 (令和 7 年 4 月 25 日付け 7 全木連発第1001号) に定めるもののほか、本要領に定めるところによるものとします。

第2 (用語及び定義)

本要領で用いる用語及び定義は次のとおりとします。

- (1) 「スギ製品」は、スギ材が全部又は一部に利用された木材製品であって、柱、土台等、横架材、羽柄材又は面材に利用されるものをいい、対象とする部材はそれぞれ以下のとおりとする

「柱」は、建築物の管柱、通し柱等の垂直方向に設置する構造材 (間柱は除く。) をいう。枠組壁工法の場合、縦枠をいう。

「土台等」は、建築物の土台、大引、母屋及び棟木をいう。

「横架材」は、建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁等の水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材 (土台等を除く。) をいう。枠組壁工法の場合、床根太、頭つなぎ及び上下枠を含める。丸太組工法の場合、壁を設ける際に、水平に積み上げる製材等を含める。

「羽柄材」は、建築物の間柱、筋かい、根太、胴縁、垂木、貫等の構造材以外の部材をいう。

「面材」は、建築物の床、壁、屋根等の構造、下地、仕上げに用いる板状の部材をいう。

- (2) 「戸建住宅」は、一戸建ての住宅 (用途番号08010) 及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (用途番号08060) をいう。なお、用途番号とは、建築基準法施行規則 (昭和二十五年建設省令第四十号) 別記様式 別紙の表の用途の区分に対応する記号をいう。

- (3) 「木造戸建住宅」は、戸建住宅のうち木造のものをいう。

- (4) 「利用事業者」は、第 8 の登録を行った上で利用事業を実施する事業者をいう。

- (5) 「地域木材団体」は、別添 1 に定める団体をいう。

第3 (公募対象助成事業)

公募対象とする利用事業の内容は、木造戸建住宅の新築に際して実施する次の (1) から (4) とします。

- (1) スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証
- (2) スギ製品の調達に係る調整
- (3) (1) 若しくは (2) 又はその両方、及びスギ製品を利用する意義についての建築主への

説明

(4) スギ製品の利用に伴う施工時の工夫

第4 (本事業の対象となる事業者の要件)

利用事業の対象となる事業者は、次の(1)から(9)までの全ての要件を満たす事業者とします。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること
- (2) 第3の利用事業において新築する木造戸建住宅の施工者として予定されている者、又は施工者として予定されている者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者であること
- (3) 年間の戸建住宅の供給戸数が300戸以下である者であること
- (4) 別添2に定める事業内容を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有する者であること
- (5) 利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること
- (6) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと
- (7) 過去3か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において、第17の交付決定の取消し等に相当する補助金の返還命令を受けた者でないこと
- (8) 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと
- (9) インターネットに接続されたパソコンやタブレット等により、本事業のウェブサイトの閲覧及び本事業の申請に必要な書類のダウンロード等を行うことができる環境を有する者であること

第5 (助成要件)

本事業による助成を受けることができる利用事業者は、次の(1)及び(2)を満たすものとします。

- (1) 本要領の公表日以降に、次の(2)を満たす木造戸建住宅について、第3に定める利用事業の内容のうち(1)から(3)までの全部、及び該当する場合にあっては(4)を実施すること。ただし、木造戸建住宅の建て方完了が令和7年7月1日以降のものに限る。
- (2) 第3に定める利用事業を、次の①から③のいずれかを満たす木造戸建住宅の新築に際して実施すること。なお、スギ製品の材積は別添3に定める方法により計算すること
 - ① 「第8の登録を申請した日から遡って1年以内に新築した木造戸建住宅の標準的な例における柱、土台等、横架材、羽柄材及び面材として利用される木材製品の材積に対するスギ製品の割合」(以下「A」という。)が40%未満の者においては、Aより20ポイント以上高い「木造戸建住宅における柱、土台等、横架材、羽柄材及び面材として利用される木材製品

の材積に対するスギ製品の割合の目標」(以下「B」という。)を設定し、「利用事業を実施する木造住宅における柱、土台等、横架材、羽柄材及び面材として利用される木材製品の材積に対するスギ製品の割合」(以下「C」という。)がB以上であること

② Aが40%以上60%未満の者においては、60%以上のBを設定し、CがB以上であること

③ Aが60%以上の者においては、Aを超えるBを設定し、CがB以上であること

(3) 第3に定める利用事業の内容のうち(3)のスギ製品を利用する意義についての建築主への説明にあたって、国産木材活用住宅ラベル協議会の運営する「国産木材活用住宅ラベル」を建築主に交付するとともに、施工現場に「国産木材活用住宅ラベル」及び国産材を活用している旨ののぼり又はポスターを掲示すること

第6 (助成金額)

助成金額は、第5の助成要件を満たす木造戸建住宅のうち建て方が完了した3戸までを算定対象とし、その戸数に700,000円を乗じた金額とします。ただし、算定対象とした木造戸建住宅について、それぞれの木造部分の延床面積(㎡)に7,500円を乗じた金額が700,000円より小さい場合、その金額と700,000円との差額から1,000円未満の金額を切り上げた金額を助成金額から減額します。

第7 (他の事業との併用)

利用事業者は、利用事業を実施し、助成金の交付申請を行う年度において、助成金の算定対象とした木造戸建住宅について、本事業以外に、国、地方公共団体又はその他の公的機関が実施する事業であって、戸建住宅の建築時に木材を利用することやその利用量に基づき補助や助成を行う事業(以下「他の事業」という。)を実施し、補助や助成を受ける場合は、本事業の助成を受けることはできません。ただし、他の事業が以下のいずれかに該当する場合はその限りではありません。

(1) 補助や助成の金額の全額を建築主(売買契約による住宅の場合は買主)に還元することが規定されている場合

(2) 地方公共団体及びその他の公的機関(以下「補助事業実施機関」という。)が実施する補助や助成であって、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金(地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。)が含まれていないことを、本事業に申請する事業者が全木連に提出した補助事業実施機関の資料等により確認できる場合

第8 (利用事業の登録)

1 利用事業を実施し、助成金の交付申請を行おうとする事業者は、令和7年5月19日(月)から令和7年5月30日(金)17時までの間に、以下の(1)から(5)までに掲げる書類等を、利用事業者の本店又は主たる事務所が所在する都道府県の地域木材団体を經由して全木連に郵送で提出し、併せて(1)の登録申請書の電子データ(Excel形式)を、全木連にメールで提出することにより、予め利用事業の登録を行う必要があります。

なお、利用事業の登録は、事業主単位で行うものとし、登録は事業主当たり1件に限りできるものとします。法人又は個人の事業者が複数の事業又は事業所を営んでいる場合であっても、当該事業者を一事業主とします。

また、令和6年度において第14の1による交付決定を受けた利用事業者は登録できません。

さらに、令和6年度において3による登録の承認を受けた事業者にあっても、再度の登録申請が

必要となります。

- (1) 花粉症対策木材利用促進事業登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）
 - (2) 花粉症対策木材利用促進事業に係る誓約及び同意書（様式第2号）
 - (3) 登録申請書における「スギ製品の利用状況」で報告した、登録を申請した日から遡って1年以内に建築した木造戸建住宅の標準的な例におけるスギ製品の利用状況を確認できる資料（納品書又は出荷証明書の内訳明細、木拾い表及び当該事例の図面等）
 - (4) 建設業許可通知書の写し
 - (5) 第3の利用事業において新築する木造戸建住宅の施工者として予定されている者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者が申請する場合には、その権利の委譲を受けたことがわかる委譲書
- 2 地域木材団体は、1の登録申請を行った者に対して、花粉症対策木材利用促進事業登録申請受付書（様式第3号）を電子媒体（PDF形式）でメールにて送付します。
- 3 全木連は、1で提出された登録申請書等について審査を行った上で、別添4に定める方法により利用申請者に対して点数付けを行い、その点数が高い順に登録の可否を決定し、登録を申請した事業者に対して、花粉症対策木材利用促進事業登録結果通知書（様式第4号。以下「登録結果通知書」という。）を電子媒体（PDF形式）でメールにて送付するとともに、当該決定に基づき登録を行います。
- 4 1の登録申請を行った者は、提出した登録申請書等について、変更又は取消しができません。登録申請書等の作成に当たっては、本事業のホームページ（HP）に掲載している説明資料等を参考に、資料の不備・不足・漏れのないようにしてください。

第9（登録承認内容の変更）

- 1 利用事業者は、第8の3で承認を受けた登録承認内容のうち、木造戸建住宅を変更したい場合（変更後の住宅のCがBを下回らないものに限る）は、登録申請書の該当部分に☑を付けた上で、変更が必要なNo.の住宅名又は所在地を修正し、令和7年10月15日（水）までに登録申請書の電子データ（Excel形式）を、全木連にメールで提出します。なお、期限を過ぎて提出された登録申請書はいかなる理由があっても受理しません。
- 2 全木連は、利用事業者から前号の手続きが行われた場合は、登録変更承認の可否について第8の3に準じて審査を行い、登録結果通知書を施行することとします。

第10（建て方完了の報告）

- 1 利用事業者は、登録申請書のNo.ごとに、当該住宅の建て方完了の1週間前（当該日が地域木材団体の休業日の場合は直前の営業日）までに、当該住宅の建設地が存する都道府県の地域木材団体宛てメールにより建て方完了報告をしなければなりません。
- 2 地域木材団体は、1の建て方完了報告を行った者に対して、花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了報告受付書（様式第3号-1）を電子媒体（PDF形式）でメールにて送付します。
- 3 利用事業者は、2の花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了報告受付書を受領することなく、第13の2の交付申請を行うことはできません。なお、建て方完了報告受付書を受領しても、利用事業者の都合により現地確認が実施できなかった場合も交付申請を行うことはできません。

第11（状況の報告）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、利用事業者に対し、利用事業の進行状況に関する報告を求めることができます。

第12（利用事業の対象建築物の確認）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、利用事業者が利用事業において新築する木造戸建住宅におけるスギ製品の利用状況及び関係書類の内容等を確認することができます。

第13（助成金の交付申請）

- 1 助成金の交付申請は、第8の利用事業の登録をした事業者に限り、行うことができます。
- 2 利用事業者は、花粉症対策木材利用促進事業助成金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）で報告する木造戸建住宅の建て方が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和7年11月28日（金）のいずれか早い日の17時までに、交付申請書及び以下の（1）から（10）までに掲げる書類等を、利用事業者の本店又は主たる事務所が所在する都道府県の地域木材団体を經由して全木連に郵送で提出し、併せて交付申請書の電子データ（Excel形式）を、全木連にメールで1回限り提出するものとします。
 - （1） 利用事業でスギ製品を利用したことがわかる資料（納品書又は出荷証明書の内訳明細、木拾い表及び交付申請書で報告する木造戸建住宅の図面等）
 - （2） 交付申請書で報告する木造戸建住宅についてスギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性を検証したことがわかる資料（許容応力度計算の計算結果等）
 - （3） 工事記録写真（交付申請書で報告する木造戸建住宅においてスギ製品を使用したことがわかる荷受け写真及びスギ製品の施工状態がわかる写真）
 - （4） スギ製品の調達に係る取決めをした書類
 - （5） （4）の取決めをした日以降に、利用事業者がスギ製品の発注を行ったことがわかる書類（発注書（明細書含む。）、材料指示書等）
 - （6） 交付申請書で報告する木造戸建住宅に係る建築確認申請書及び確認済証の写し又は報告する木造戸建住宅の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は建築工事届の写し
 - （7） 交付申請書で報告する木造戸建住宅におけるスギ製品の利用について建築主に説明したことがわかる資料（説明に使用した資料、建築主の確認書等）及び「国産木材活用住宅ラベル」の写し
 - （8） 施工現場に国産材を活用している旨ののぼり又はポスターを掲示した状況がわかる写真
 - （9） 花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了報告受付書（様式第3号－1）
 - （10） 助成金振込銀行口座情報
- 3 2の交付申請を行った利用事業者は、提出した交付申請書等について、変更又は取消しができません。交付申請書等の作成に当たっては、本事業のHPに掲載している説明資料等を参考に、資料の不備・不足・漏れのないようにしてください。

第14（交付決定及び助成金額の確定等）

- 1 全木連は、第13の助成金の交付申請について、交付申請書等の書類等を審査し、その申請が利用事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の金額を確定し、

花粉症対策木材利用促進事業助成金採択及び交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）を電子媒体（PDF形式）でメールにて利用事業者に通知するものとします。ただし、交付すべき助成金の金額については、応募状況に応じて、第6の規定に関わらず、減額して確定する場合があります。

- 2 全木連は、第13の助成金の交付申請について、交付申請書等の書類等を審査し、その申請が利用事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、花粉症対策木材利用促進事業助成金不採択通知書（様式第7号）を電子媒体（PDF形式）でメールにて利用事業者に通知するものとします。

第15（助成金の支払い）

利用事業者は、第14の1の交付決定通知書により助成金の支払いを受けようとするときは、花粉症対策木材利用促進事業助成金交付請求書（様式第8号。以下「交付請求書」という。）を電子媒体（PDF形式）で、第14の1の交付決定通知書の施行日から1週間以内又は令和8年3月10日のいずれか早い期日までに、メールで全木連に提出しなければなりません。

第16（スギ製品継続利用計画に係る実施状況の報告）

利用事業者は、第8の1の（1）の登録申請書において記載したスギ製品継続利用計画の実施状況について、利用事業が完了した年度から起算して3年間、花粉症対策木材利用促進事業スギ製品の継続利用計画に係る実施状況報告書（様式第9号。以下「継続利用報告書」という。）により、以下の期日までにメールで全木連に報告しなければなりません。

- （1） 利用事業が完了した年度 : 第13の2に定める交付申請書の提出期日
- （2） 利用事業が完了した年度の翌年度 : 令和9年2月10日
- （3） 利用事業が完了した年度の翌々年度 : 令和10年2月10日

第17（交付決定の取消し等）

- 1 全木連は、利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。
 - （1） 第15の交付請求書を、第15で定める期日までに全木連へ提出しなかった場合
 - （2） 第15の交付請求書の提出にあたり、特段の事由により助成金の一部の辞退を書面等により申し出て、かつ全木連がそれを承認した場合
 - （3） 利用事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
 - （4） 第16の継続利用報告書を、第16で定める期日までに提出しなかった場合
 - （5） 第16の継続利用報告書において、継続してスギ製品が利用されていない等、当該スギ製品継続利用計画が遵守されていないと認められ、及び特段の事由が認められない場合
 - （6） 前（1）から（5）までに掲げる場合のほか、利用事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合
- 2 利用事業者は、1に定める返還命令を受けたときは、速やかに助成金を返還しなければなりません。
- 3 2の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、利用事業者から期限内に納

付がない場合は、全木連は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第18（経理書類の保管等）

利用事業者は、利用事業の交付申請等に関する証拠書類を整理し、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。ただし、第16のスギ製品継続利用計画の実施状況の報告に関する証拠書類にあつては、当該報告を行った年度終了後5年間保存しておかなければなりません。なお、全木連は、いかなる理由があつても、利用事業者が提出した書類について、返却しません。

第19（利用事業の成果の活用）

全木連及び林野庁は、利用事業者が第13の2で報告した利用事業の実施内容及び第16で報告したスギ製品継続利用計画の実施状況について、花粉症対策として、住宅分野におけるスギ材への転換促進に向けた取組の普及等を目的に無償で活用し公表できるものとします。なお、利用事業者が建築した木造戸建住宅の建築主が特定できるような情報についてはその限りではありません。

（附則）

この要領は、令和7年4月25日から施行するものとします。

別添 1

地域木材団体一覧

会員名称	〒	住 所	TEL FAX	E-mail
北海道木材産業協 同組合連合会	060-0004	札幌市中央区北四条 西5丁目1番地 林業会館3階	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組 合	030-0151	青森市高田字川瀬 104-1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協 同組合	020-0024	盛岡市菜園1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組 合	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1-8-8	022-233-2883 022-275-4936	mgmokkyo@mgmokkyo.com
秋田県木材産業協 同組合連合会	010-0003	秋田市東通2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協 同組合	990-2473	山形市松栄1-5-41 森林会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組 合連合会	960-8043	福島市中町5-18 林業会館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組 合連合会	319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153番38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同 組合連合会	321-2118	宇都宮市新里町丁 277番地1	028-652-3687 028-652-1046	t-mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社)群馬県木 材組合連合会	379-2131	前橋市西善町524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社)埼玉県木材 協会	330-0071	さいたま市浦和区上 木崎6-37-17	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社)千葉県木 材振興協会	283-0823	東金市山田800番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinkyo@gmail.com
神奈川県木材業協 同組合連合会	231-0033	横浜市中区長者町9- 149	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社)山梨県木 材協会	400-0047	甲府市德行4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com
(一社)東京都木 材団体連合会	136-0082	江東区新木場1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連 合会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1-7-13 木材会館内	025-245-0733 025-243-5475	niigatamokuren@mountain.ocn.ne.jp

富山県木材組合連 合会	939-0311	射水市黒河新 4940 富山県農林水産総 合技術センター木材 研究所展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp
(公社)石川県木材産 業振興協会	920-0211	金沢市湊 2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連 合会	918-8233	福井市合島町3号1番 地	0776-50-3625 0776-50-3626	fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp
長野県木材協同組 合連合会	380-8567	長野市岡田町 30-16 林業センター内 301 号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組 合連合会	500-8356	岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化セン ター内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組 合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社)愛知県木材 組合連合会	460-0017	名古屋市中区松原 2- 18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@lilac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組 合連合会	514-0003	津市桜橋 1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-2144	大津市大萱 4-17-30 滋賀県林業会館内	077-574-7600 077-574-7607	info@s-mokkyo.com
(一社)京都府木材組 合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京 内畑町 41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社)大阪府木材連 合会	559-0025	大阪市住之江区平林 南 1-1-8 大阪木材会館 2 階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同 組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭 通 5-5-18 兵庫県林業会館 3F	078-371-0607 078-371-7662	hyogomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組 合連合会	633-0062	桜井市栗殿 354	0744-47-4350 0744-47-4361	info@naraken-mokuzai.jp
和歌山県木材協同 組合連合会	641-0036	和歌山市西浜 1660- 180 和歌山木材会館内	073-499-5681 073-499-5469	wamokuren@nifty.com
(一社)鳥取県木材協 会	680-0874	鳥取市叶 122 西垣ビ ル 3 号室	0857-30-5490 0857-30-5491	kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp
(一社)島根県木 材協会	690-0886	松江市母衣町 55 島根県林業会館 3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp

(一社)岡山県木材組合連合会	700-0902	岡山市北区錦町 1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki-kinoie.or.jp
(一社)広島県木材組合連合会	734-0014	広島市南区宇品西 4-1-45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
(一社)山口県木材協会	753-0074	山口市中央 4-5-16 商工会館 2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp
徳島県木材協同組合連合会	770-8001	徳島市津田海岸町 5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa-kenmokuren.com
(一社)香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町 796-71	087-881-9343 087-881-9338	k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社)愛媛県木材協会	790-0003	松山市三番町 4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社)高知県木材協会	781-0801	高知市小倉町 2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社)福岡県木材組合連合会	810-0001	福岡市中央区天神 3-10-27 天神チクモビル 3F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@nifty.com
(一社)佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 278-4 佐賀県森林会館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp
(一社)長崎県木材組合連合会	854-0063	諫早市貝津町 1112 番地 6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社)熊本県木材協会連合会	862-0954	熊本市中央区神水 1-11-14 熊本県木材利用普及研修センター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合連合会	870-0004	大分市王子港町 1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合連合会	880-0805	宮崎市橋通東 1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mlumber@miyazaki-mokuzai.or.jp
(一社)鹿児島県林材協会連合会	891-0115	鹿児島市東開町 3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com
(一社)沖縄県木材協会	900-0023	那覇市楚辺 1-12-15 町田アパート 301	098-855-0020 098-855-0022	moku@luck.ocn.ne.jp

花粉症対策木材利用促進事業の内容について

1 趣 旨

スギ花粉症については、その患者数が国民の約 4 割と推計されるなど社会的に大きな問題となっています。

スギ花粉症対策については、令和 5 年 5 月 30 日に花粉症に関する関係閣僚会議において「発生源対策」、「飛散対策」、「発症・曝露対策」を 3 本柱とする「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、今後 10 年を視野に入れた施策も含め、花粉症という社会問題を解決するための道筋が示されました。また、令和 5 年 10 月 11 日に同会議において、「花粉症対策の全体像」に基づき、初期の段階から集中的に実施すべき対応について、「花粉症対策初期集中対応パッケージ」が取りまとめられました。

「花粉症対策の全体像」及び「花粉症対策初期集中対応パッケージ」では、発生源対策のうちスギ材の需要拡大に向けた施策の一つとして、住宅分野におけるスギ材への転換促進を掲げており、この着実な実行に取り組んでいくことが必要です。

2 事業概要

住宅分野におけるスギ材への転換に当たっては、特に住宅の躯体に利用される木材において、品質・性能の確かな部材であるスギ J A S 構造材等の利用を図っていくことが必要です。この際、住宅を建築する事業者においては、スギ製品を構造材として利用する設計への変更に伴う構造安全性の検証や、スギ製品の調達に係る調整（調達先の変更や調達先との協議）に加え、これらの取組の内容や花粉症対策としてスギ製品を利用する意義に関する建築主への説明などを行うことが重要となります。本事業は、中小工務店等がこのような住宅分野において、「木造戸建住宅における柱、土台等、横架材、羽柄材及び面材として利用される木材製品の材積に対するスギ製品の割合の目標」を立てた上でスギ製品の利用を図るための取組を行いその目標を達成した場合に、それに必要な経費の一部を支援するものです。

別添 3

スギ製品の材積の計算方法

- 1 当該木材製品の全部がスギ材であることを確認できる場合にあっては、当該木材製品の材積の全てをスギ製品として計算する。
- 2 当該木材製品の一部がスギ材であることを確認でき、かつ、当該木材製品の材積に対するスギ材の材積の割合を確認できる場合にあっては、当該木材製品の材積に当該割合を乗じて求めた材積をスギ製品として計算する。
- 3 合板及び単板積層材（L V L）について、当該木材製品の一部がスギ材であることを確認できるが、当該木材製品の材積に対するスギ材の材積の割合を確認できない場合にあっては、それぞれ次に示す当該木材製品の種類に応じた係数を当該木材製品の材積に乗じて求めた材積をスギ製品として計算する。

(1) 合板	: 0.51
(2) 単板積層材（L V L）	: 0.56
- 4 当該木材製品が 1 から 3 のいずれにも該当しない場合にあっては、スギ製品としての材積は計算しない。

公募要領第 8 の 3 の助成要件の審査について

全木連は、提出された登録申請書類等について、以下により利用申請ごとに第 5 の(2)の助成要件における A 及び B の値に基づいて点数付けを行い、その点数が高い順に登録の可否を決定し、登録を申請した事業者に対して、花粉症対策木材利用促進事業登録結果通知書（様式第 4 号）を送付するとともに、当該決定に基づき登録を行います。

第 5 の(2)の助成要件に関して、

①で登録申請した者にあつては、 $B - A - 20$

②で登録申請した者にあつては、 $B - 60$

③で登録申請した者にあつては、 $B - A$

点数は、これらの算式の結果に基づき、 1% （ポイント）＝1 点とします。

なお、点数が同じ利用申請に関しては、以下の点を加味して再順位付けし、上位から登録します。

ア A と B の差が大きい順

イ アによる調整でも同じ場合は、要件が①>②>③の順

※ □ 花粉症対策木材利用促進事業登録申請書
(スギ製品の利用状況等の報告)

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

※記載時の留意点
薄橙色のセルを記入ください。
青色のセルは自動計算になります。

会社名	
住所	
代表者名	

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）の第8の1に基づき、利用事業の登録を申請します。

※公募要領第9の1に基づく登録の変更申請の場合は、□にレを付し、☑としてください。

1 提出者の概要

法人番号(13桁)			
郵便番号	〒		
住所			
担当者の所属・氏名			
担当者連絡先			
電話番号		メールアドレス	
会社連絡先	※担当者が代わってもつながる連絡先。		
電話番号		メールアドレス	
主な営業地域			
主に建築する木造戸建住宅の用途			
主に使用する木造戸建住宅の工法			
年間戸建住宅供給実績[戸数] (※1)		住宅設計の自社取組の有無	

※1 年間戸建住宅供給実績について、原則、年次（令和6(2024)年1月から12月まで）の実績を計上すること。

2 利用事業を実施する予定の木造戸建住宅

公募要領第5の助成要件を満たし、助成金額の算定対象とするもの（3戸まで）

No.	住宅名	所在地	建て方完了時期 (予定)	変更の有 無※2
1			令和7年 月 旬頃 ☐上 ☐中 ☐下	
2			令和7年 月 旬頃 ☐上 ☐中 ☐下	
3			令和7年 月 旬頃 ☐上 ☐中 ☐下	

※2「変更の有無」欄は、登録承認後において、公募要領第9の1の登録変更申請に該当する場合のみの選択となります。該当No.が変更登録申請の対象であれば「○」、対象でなければ「×」を選択ください。

3 実施する利用事業の内容

上記2に記載した木造戸建住宅の新築に際して実施する予定の利用事業の内容（以下（1）から（3）は必須、（4）は任意）

利用事業の内容	
	(1) スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証
	(2) スギ製品の調達に係る調整
	(3) (1) 若しくは(2) 又はその両方、及びスギ製品を利用する意義についての建築主への説明
	(4) スギ製品の利用に伴う施工時の工夫

4 利用したスギ製品の材積及び目標

利用事業の登録申請日から遡って1年以内に新築した木造戸建住宅の標準的な例におけるスギ製品の利用状況及び目標

標準的な例において利用したスギ製品の材積[m3]						総木材利用量 [m3]	A[%]	B[%] [目標]	点数
柱	土台等	横架材	羽柄材	面材	計				

※3： B[目標]は整数とする。

5 スギ製品継続利用計画

利用事業が完了する年度（令和7年度）から起算して3年間（※4）におけるスギ製品の利用計画

スギ製品を利用する新築の木造戸建住宅				
年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	計
見通し[戸数]				

スギ製品の利用計画	対象部材				
	柱	土台等	横架材	羽柄材	面材
スギ製品の利用状況					
（うちJAS構造材）					
令和7(2025)年 利用計画					
（うちJAS構造材）					
令和8(2026)年 利用計画					
（うちJAS構造材）					
令和9(2027)年 利用計画					
（うちJAS構造材）					

※4： 令和7(2025)年については、利用事業を実施する予定の木造戸建住宅について記載すること。

令和8(2026)年及び令和9(2027)年については、各年の1月から12月までの期間における見通しを記載すること。

☐

環境負荷低減チェックシート（利用事業者向け）		
申請会社名		
提出時期	申請時（します） ☐	報告時（しました） ☐
記入日	令和 年 月 日	

	チェック	（１）適正な防除
①	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管
②	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	（２）エネルギーの節約
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	（３）環境関係法令の遵守等
①	☐	みどりの食料システム戦略の理解
②	☐	法令関係の遵守
③	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
④	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める
⑤	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：事業実施にあたり農薬・機械等を使用しない場合は、「該当しない」にチェックしてください。
この場合、当該項目のチェック欄へのチェックは不要です。

(自動計算)

集計	算入分材積 (m³)
柱	0.0000
土台等	0.0000
横架材	0.0000
羽柄材	0.0000
面材	0.0000
合計	0.0000

・納品書（１年以内に建築した木造住宅分）の内容でご入力ください。

利用事業No.	
申請会社名	
住宅名	

[illegible]

(自動計算)

集計	算入分材積 (m)
柱	0.0000
土台等	0.0000
横架材	0.0000
羽柄材	0.0000
面材	0.0000
合計	0.0000

・納品書（1年以内に建築した木造住宅分）の内容でご入力ください。

利用事業No.	
申請会社名	
住宅名	

納品書合計 (㎡)	算入分合計 (㎡)
0.0000	0.0000

[illegible]

花粉症対策木材利用促進事業登録申請書付属資料

☐ : 要記入・選択箇所

1. 申請会社名		
2. 申請の要件を満たす確認情報等		
公募要領第4（本事業の対象となる事業者の要件）関係		
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること	☐ はい	☐ いいえ
(2) 公募要領第3の利用事業において新築する木造戸建住宅の施工者として予定されている者、又は施工者として予定されている者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者であること	☐ はい	☐ いいえ
(3) 年間の戸建住宅の供給戸数が300戸以下である者であること	☐ はい	☐ いいえ
(4) 公募要領別添2に定める事業を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有する者であること	☐ はい	☐ いいえ
(5) 利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること	☐ はい	☐ いいえ
(6) 公正取引委員会から、「独占禁止法」に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと	☐ はい	☐ いいえ
(7) 過去3か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において、第17の交付決定の取消し等に相当する補助金の返還命令を受けた者でないこと	☐ はい	☐ いいえ
(8) 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者ではないこと	☐ はい	☐ いいえ
(9) インターネットに接続されたパソコンやタブレット等により、本事業のウェブサイトの閲覧及び本事業の申請に必要な書類のダウンロード等を行うことができる環境を有する者であること	☐ はい	☐ いいえ
公募要領第17（交付決定の取消し等）関係		
(10) 花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領の第17の1（1）から（3）、（5）及び（6）に掲げる理由に基づき交付決定の取消しを受けた場合は、利用事業者名及び取消しに係る内容が公表される場合があることを承諾します。	☐ はい	☐ いいえ

花粉症対策木材利用促進事業に係る誓約及び同意書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

※記載上の留意点

以下の条件を満たさなければ、利用事業者として登録されません。

- ・1又は2のいずれかが「はい」になること
- ・3から8まではすべて「はい」になること

(申請者の名称及び代表者氏名)

会社名：

代表者名：

※押印不要ですが、署名願います。

1. 申請者は、令和7年度において、花粉症対策木材利用促進事業以外に、国、地方公共団体又は、その他の公的機関が実施する事業であって、戸建住宅の建築時に木材を利用することやその利用量に基づき補助や助成を行う事業（以下「他の事業」という。）を実施し、その補助や助成を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、他の事業による補助や助成を受けた場合には、速やかに全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

- ①他の事業による補助や助成を受けておらず、今後受ける予定もない場合は右にチェック ☐
- ②他の事業による補助や助成を受けていないが、今後受ける予定がある場合は右にチェック ☐
- ③他の事業による補助や助成を受けている場合は右にチェック ☐

(1で②又は③にチェックした申請者は回答して下さい)

2. 申請者が補助や助成を受けている又は受ける予定のある他の事業は、以下（1）又は（2）のいずれかに該当します。

（1） 補助や助成の金額の全額を建築主（売買契約による住宅の場合は買主）に還元することが規定されている。

（2） 地方公共団体及びその他の公的機関が実施する補助や助成であって、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていない。

「はい」の場合は右にチェック ☐

申請者が補助や助成を受けている又は受ける予定のある他の事業の名称及び実施機関を記載して下さい。

ア 事業名：

ア 事業の実施機関：

イ 事業名：

イ 事業の実施機関：

ウ 事業名：

ウ 事業の実施機関：

※当該事業が（1）に該当する場合、補助や助成の金額の全額を申請者から建築主（売買契約による住宅の場合は買主）に還元することが規定されていることを示す当該事業の実施機関の資料を添付すること。

※当該事業が（2）に該当する場合、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていないことを示す当該事業の実施機関の資料を添付すること。

※（1）又は（2）のいずれにも該当しない場合は本事業に申請できません。

3. 1に反して、他の事業による補助や助成（2の（1）又は（2）に該当する場合は除く。）を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック ☐

4. 利用事業は国の助成金であり、花粉症対策として住宅分野においてスギ・ヒノキ構造材等の利用を図るための取組を進めるものであることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック ☐

5. 申請者が花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第13の2により報告する利用事業の内容及び第16により報告するスギ製品継続利用計画の実施状況について、全木連及び林野庁が、無償で活用し公表できることを理解しました。

※申請者が建築する木造戸建住宅の建築主が特定できるような情報についてはその限りではありません。

「はい」の場合は右にチェック ☐

6. 全木連が必要に応じて、利用事業を実施して新築する木造戸建住宅について、施工中又は工事完了時に現地確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック ☐

7. 交付する助成金の金額は、応募状況に応じて、減額して確定する場合があることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック ☐

8. 公募要領第17により、全木連から「助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずる」ことがあることを理解しました。

特に、以下の場合に助成金の返還が生じることを理解しました。

利用事業が完了した年度から起算して3年間、公募要領第16の継続利用報告書を第16で定めた期日までに提出しなかった場合

「はい」の場合は右にチェック ☐

様式第3号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業登録申請受付書

会社名

代表者名

様

地域木材団体名

代表者名

御社より提出のあった花粉症対策木材利用促進事業登録申請書については、受付がなされたことを通知します。

なお、登録の可否については後日改めて通知します。

利用事業 No. :

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了報告受付書

会社名

代表者名

様

地域木材団体名

代表者名

御社よりメールにて花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了報告を受け付けました。

(建て方完了報告があった建物が現地確認の対象である場合)

本件は現地確認の対象物件です。日程調整後、花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第12による現地確認を実施しますので、対応をお願いします。なお、御社の都合により現地確認が実施できなかった場合は、公募要領第10の3に該当しますので、交付申請を受け付けいたしません。

(建て方完了報告があった建物が現地確認の対象でない場合)

本件は現地確認の対象物件ではありません。

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領第13の2に基づき、交付申請を行ってください。

利用事業 No.:

今回受け付けたNo.:

様式第4号

令和 年 月 日

□※花粉症対策木材利用促進事業登録結果通知書

会社名

代表者名

様

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則

(登録の場合)

御社から申請のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第8の1の登録については、公募要領第8の3に基づき審査した結果、登録することと決定しましたのでその旨を通知いたします。

なお、本登録は、事務を円滑に進めるための事前確認などを行うもので、当該事業に対する助成金を確保したものではないことを申し添えます。

花粉症対策木材利用促進事業は、公募要領等に基づき実施願います。

利用事業 No. :

(登録不可の場合)

御社から申請のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第8の1の登録については、公募要領第8の3に基づき審査した結果、登録しないことと決定しましたので通知いたします。

(登録変更の場合)

御社から申請のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第9の1の登録変更については、公募要領第9の2により承認することと決定しましたのでその旨を通知いたします。

※登録変更承認の場合のみ□にレを付して☑とします。

利用事業 No. :

承認した木造戸建住宅のNo. :

花粉症対策木材利用促進事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

※記載時の留意点
薄橙色のセルを記入ください。
青色のセルは自動計算になります。

会社名	
住所	
代表者名	
利用事業No.	

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領の第13に基づき、花粉症対策木材利用促進事業助成金の交付を申請します。

1 提出者の概要

法人番号			
郵便番号	〒		
住所			
担当者の所属・氏名			
担当者連絡先			
電話番号		メールアドレス	
会社連絡先	※担当者が変わってもつながる連絡先。		
電話番号		メールアドレス	

2 申請する助成金額

別紙1のとおり、公募要領第5の助成要件を満たし、助成金額の算定対象とする木造戸建住宅（3戸まで）

No.	住宅名	所在地	延床面積 [m2]	申請金額 [円]	申請の有無
1					
2					
3					
計					—

※「申請の有無」欄は、該当No.が交付申請の対象であれば「○」、対象でなければ「×」を選択ください。

3 スギ製品の利用に関する報告

別紙2（Web申請）のとおり

4 スギ製品継続利用計画に係る実施状況の報告

様式第9号により報告

利用事業の実施報告

住宅 No.1

1 助成金の算定対象とする木造戸建住宅の概要

住宅名		用途	
所在地			
延床面積[m ²]		m ² （うち木造部分）	m ²
階数	地上	階・地下	階 工法

2 上記住宅の新築に際して実施した利用事業の内容 【公募要領第 5 の（1）関係】

（以下（1）から（3）は必須、（4）は任意）

利用事業の内容	具体的な取組
（1）スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証	
（2）スギ製品の調達に係る調整	
（3）（1）若しくは（2）又はその両方、及びスギ製品を利用する意義についての建築主への説明	
（4）スギ製品の利用に伴う施工時の工夫	

3 利用したスギ製品の材積 【公募要領第5の（2）関係】

判定	
----	--

上記 1 の住宅において利用したスギ製品の材積[m3]						A [%]	B [%]
スギ製品利用量 [m³]（小数点以下 第 4 位まで）		総木材利用量 [m³]（小数点以下 第 4 位まで）		C [%]			
スギ製品利用量の部材別内訳							
柱	土台等	横架材	羽柄材	面材	計		

※総木材利用量及びスギ製品利用量の根拠となる資料を添付すること。

☐	(1) 利用事業でスギ製品を利用したこと及び利用したスギ製品の材積がわかる資料（納品書又は出荷証明書の内訳明細、木拾い表及び交付申請書で報告する木造戸建住宅の図面等）
☐	(2) 交付申請書で報告する木造戸建住宅についてスギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性を検証したことがわかる資料（許容応力度計算の計算結果等）
☐	(3) 工事記録写真（交付申請書で報告する木造戸建住宅においてスギ製品を使用したことがわかる荷受け写真及びスギ製品の施工状態がわかる写真）
☐	(4) スギ製品の調達に係る取決めをした書類
☐	(5) (4) の取決めをした日以降に、利用事業者がスギ製品の発注を行ったことがわかる書類（発注書（明細書含む。）、材料指示書等）
☐	(6) 交付申請書で報告する木造戸建住宅に係る建築確認申請書及び建築確認済証の写し又は報告する木造戸建住宅の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は建築工事届の写し
☐	(7) 交付申請書で報告する木造戸建住宅におけるスギ製品の利用について建築主に説明したことがわかる資料（説明に使用した資料、建築主の確認書等）及び「国産木材活用住宅ラベル」の写し
☐	(8) 施工現場に国産材を活用している旨ののぼり又はポスターを掲示した状況がわかる写真
☐	(9) 花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了受付書（様式第3号－1）
☐	(10) 助成金振込銀行口座情報
☐	【該当する場合】
☐	(11) スギ製品の利用に伴う施工時の工夫を行った場合は、それがわかる資料

住宅 No.2

1 助成金の算定対象とする木造戸建住宅の概要

住宅名		用途	
所在地			
延床面積[m ²]		m ² （うち木造部分）	m ²
階数	地上	階・地下	階
		工法	

2 上記住宅の新築に際して実施した利用事業の内容 【公募要領第 5 の（1）関係】

（以下（1）から（3）は必須、（4）は任意）

利用事業の内容	具体的な取組
（1）スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証	
（2）スギ製品の調達に係る調整	
（3）（1）若しくは（2）又はその両方、及びスギ製品を利用する意義についての建築主への説明	
（4）スギ製品の利用に伴う施工時の工夫	

3 利用したスギ製品の材積 【公募要領第5の(2)関係】

判定	
----	--

上記 1 の住宅において利用したスギ製品の材積[m3]						A [%]	B [%]
スギ製品利用量 [m³]（小数点以下 第 4 位まで）		総木材利用量 [m³]（小数点以下 第 4 位まで）		C [%]			
スギ製品利用量の部材別内訳							
柱	土台等	横架材	羽柄材	面材	計		

※総木材利用量及びスギ製品利用量の根拠となる資料を添付すること。

☐	(1) 利用事業でスギ製品を利用したこと及び利用したスギ製品の材積がわかる資料（納品書又は出荷証明書の内訳明細、木拾い表及び交付申請書で報告する木造戸建住宅の図面等）
☐	(2) 交付申請書で報告する木造戸建住宅についてスギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性を検証したことがわかる資料（許容応力度計算の計算結果等）
☐	(3) 工事記録写真（交付申請書で報告する木造戸建住宅においてスギ製品を使用したことがわかる荷受け写真及びスギ製品の施工状態がわかる写真）
☐	(4) スギ製品の調達に係る取決めをした書類
☐	(5) (4) の取決めをした日以降に、利用事業者がスギ製品の発注を行ったことがわかる書類（発注書（明細書含む。）、材料指示書等）
☐	(6) 交付申請書で報告する木造戸建住宅に係る建築確認申請書及び建築確認済証の写し又は報告する木造戸建住宅の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は建築工事届の写し
☐	(7) 交付申請書で報告する木造戸建住宅におけるスギ製品の利用について建築主に説明したことがわかる資料（説明に使用した資料、建築主の確認書等）及び「国産木材活用住宅ラベル」の写し
☐	(8) 施工現場に国産材を活用している旨ののぼり又はポスターを掲示した状況がわかる写真
☐	(9) 花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了受付書（様式第3号－1）
☐	(10) 助成金振込銀行口座情報
☐	【該当する場合】
☐	(11) スギ製品の利用に伴う施工時の工夫を行った場合は、それがわかる資料

住宅 No.3

1 助成金の算定対象とする木造戸建住宅の概要

住宅名		用途	
所在地			
延床面積[m ²]		m ² （うち木造部分）	m ²
階数	地上	階・地下	階
		工法	

2 上記住宅の新築に際して実施した利用事業の内容 【公募要領第5の（1）関係】

（以下（1）から（3）は必須、（4）は任意）

利用事業の内容	具体的な取組
（1）スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証	
（2）スギ製品の調達に係る調整	
（3）（1）若しくは（2）又はその両方、及びスギ製品を利用する意義についての建築主への説明	
（4）スギ製品の利用に伴う施工時の工夫	

3 利用したスギ製品の材積 【公募要領第5の（2）関係】

判定

上記 1 の住宅において利用したスギ製品の材積[m3]						A [%]	B [%]
スギ製品利用量 [m³]（小数点以下 第 4 位まで）	総木材利用量 [m³]（小数点以下 第 4 位まで）		C [%]				
スギ製品利用量の部材別内訳							
柱	土台等	横架材	羽柄材	面材	計		

※総木材利用量及びスギ製品利用量の根拠となる資料を添付すること。

☐	(1) 利用事業でスギ製品を利用したこと及び利用したスギ製品の材積がわかる資料（納品書又は出荷証明書の内訳明細、木拾い表及び交付申請書で報告する木造戸建住宅の図面等）
☐	(2) 交付申請書で報告する木造戸建住宅についてスギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性を検証したことがわかる資料（許容応力度計算の計算結果等）
☐	(3) 工事記録写真（交付申請書で報告する木造戸建住宅においてスギ製品を使用したことがわかる荷受け写真及びスギ製品の施工状態がわかる写真）
☐	(4) スギ製品の調達に係る取決めをした書類
☐	(5) (4) の取決めをした日以降に、利用事業者がスギ製品の発注を行ったことがわかる書類（発注書（明細書含む。）、材料指示書等）
☐	(6) 交付申請書で報告する木造戸建住宅に係る建築確認申請書及び建築確認済証の写し又は報告する木造戸建住宅の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は建築工事届の写し
☐	(7) 交付申請書で報告する木造戸建住宅におけるスギ製品の利用について建築主に説明したことがわかる資料（説明に使用した資料、建築主の確認書等）及び「国産木材活用住宅ラベル」の写し
☐	(8) 施工現場に国産材を活用している旨ののぼり又はポスターを掲示した状況がわかる写真
☐	(9) 花粉症対策木材利用促進事業の建て方完了受付書（様式第3号－1）
☐	(10) 助成金振込銀行口座情報
☐	【該当する場合】
☐	(11) スギ製品の利用に伴う施工時の工夫を行った場合は、それがわかる資料

木拾い表 入力上の注意

・木材の入力順は、納品書に沿った順番としてください。

(自動計算)

集計	算入分材積 (m)
柱	0.0000
土台等	0.0000
横架材	0.0000
羽柄材	0.0000
面材	0.0000
合計	0.0000

利用事業No.	
申請会社名	
住宅名	

木拾い表

[illegible]

住宅 No.2

・木材の入力順は、納品書に沿った順番としてください。

・木材の入力順は、納品書に沿った順番としてください。

集計	算入分材積 (m)
柱	0.0000
土台等	0.0000
横架材	0.0000
羽柄材	0.0000
面材	0.0000
合計	0.0000

利用事業No.	
申請会社名	
住宅名	

木拾い表

[illegible]

・木材の入力順は、納品書に沿った順番としてください。

(自動計算)

集計	算入分材積 (m ³)
柱	0.0000
土台等	0.0000
横架材	0.0000
羽柄材	0.0000
面材	0.0000
合計	0.0000

利用事業No.	
申請会社名	
住宅名	

納品書合計 (m ³)	算入分合計 (m ³)
0.0000	0.0000

[illegible]

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業助成金採択及び交付決定通知書

会社名

代表者名

様

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則

御社より提出のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金交付申請書について、審査の結果、花粉症対策木材利用促進事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認められることから、採択と決定されるとともに、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。

なお、この金額に基づき、花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領第 15 で定める期日までに、一般社団法人全国木材組合連合会に様式第8号を送付してください。

利用事業 No.	
助成金交付決定額	

様式第7号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業助成金不採択通知書

会社名

代表者名

様

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則

御社より提出のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金交付申請書について、審査の結果、花粉症対策木材利用促進事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められることから、不採択と決定されましたので通知します。

利用事業 No.	
----------	--

花粉症対策木材利用促進事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

会社名

住所

代表者名

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領第15に基づき、下記利用事業の助成金を請求します。

利用事業No.	
交付決定通知日	
請求金額 [円]	

花粉症対策木材利用促進事業
スギ製品継続利用計画に係る実施状況報告書一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様※記載時の留意点
薄橙色のセルを記入ください。
青色のセルは自動計算になります。

会社名

住所

代表者名

利用事業No.

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領の第14に基づき、令和7年度に提出したスギ製品継続利用計画に係る令和 年の実施状況を報告します。

1 提出者の概要

法人番号			
郵便番号	〒		
住所			
担当者の所属・氏名			
担当者連絡先			
電話番号		メールアドレス	
会社連絡先 ※担当者が代わってもつながる連絡先。			
電話番号		メールアドレス	

2 スギ製品継続利用計画に係る実施状況（※1）

利用事業の登録申請書において記載したスギ製品継続利用計画に係る実施状況

スギ製品を利用した新築の木造戸建住宅				
年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	計
見通し[戸数]				
実績[戸数]				

スギ製品の利用有無・割合（※2）		対象部材（※3）				
		柱	土台等	横架材	羽柄材	面材
令和7 (2025) 年	計画	利用有無				
		（うちJAS構造材）				
	実績	利用有無				
		（うちJAS構造材）				
令和8 (2026) 年	計画	利用割合				
		（うちJAS構造材）				
	実績	利用有無				
		（うちJAS構造材）				
令和9 (2027) 年	計画	利用割合				
		（うちJAS構造材）				
	実績	利用有無				
		（うちJAS構造材）				

※ 1： 令和 7 (2025) 年については、利用事業を実施した木造戸建住宅について記載すること。
令和 8 (2026) 年及び令和 9 (2027) 年については、各年の 1 月から 12 月までの期間における実績を記載すること。

※ 2： 「利用有無」については、計画対象期間においてスギ製品（及びこのうち JAS 構造材）を利用した部材について「○」を選択すること。また、スギ製品を利用した新築の木造戸建住宅の標準的な例について、スギ製品を利用したことがわかる資料（納品書又は出荷証明書の内訳明細及び当該事例の図面等）を併せて提出すること。
「利用割合」については、「利用有無」において「○」を選択した部材についてその材積全体に占めるスギ製品の材積のおおよその割合を選択すること。

3 スギ製品続利用計画の遵守状況

計画対象期間	遵守の有無	遵守していない場合、その特段の理由
令和 7 (2025) 年		
令和 8 (2026) 年		
令和 9 (2027) 年		